

令和6年9月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	細野 (細野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内における多くの農地を集落営農が担っている。後継者のいない個人農家が多く、集落営農組織においても高齢化が進み後継者の育成が進まない中、農機具の老朽化と共に今後の農地の維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農において地域内で水稻、麦のブロックローテーションが実施できている。今後も継続しつつ集落営農と個人農家とが連携して遊休農地化を防いでいきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

今後、土地利用型農業を基本に、新たに参入を希望する担い手が存在するようであれば、その担い手も含めた農業者に引き続き集積・集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針
圃場整備をして50年たち、農地の畦よりの水漏れが目立つ。また、農地の水抜きの悪い田がある。農地間の法面が高く急傾斜であるため労働生産性の向上が見込めない。今後、畦の補修等をしつつ田を守っていきたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手の確保、及び集落営農組織においては後継者の育成に努めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	① 鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	② 有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③ スマート農業	<input type="checkbox"/>	④ 畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤ 果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥ 燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦ 保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧ 農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨ 耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩ その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>① 多面的機能支払交付金などを活用し、防護柵等の設置及び修理をしていく。</p> <p>⑦ 農地に不向きな土地は自己保全管理として管理していく。また、多面的機能支払交付金により水路等修理していく。</p>
--